

## 港湾運送事業法

### 第2条（定義）6『検数』

船積み貨物の積み込みまたは陸揚げを行うに際してする  
その貨物の個数の計算または受け渡しの証明。

### 第2条（定義）8『検量』

船積み貨物の積み込みまたは陸揚げを行うに際してする  
その貨物の容積または重量の計算または証明。

## 『検数・検量人』に関する規定

### 第2条5

「検数人」とは、職業として検数に従事する者をいい、  
「検量人」とは職業として検量に従事する者をいう。

### 第7条（検数人等の登録） 第7条2（欠格事由）

### 第7条4（登録料の納付） 第16条2（氏名の明示）

### 第16条3（検数人等の禁止行為）

## 関税法基本通達

### 67—1—19ニ（輸出貨物のコンテナ扱い）

コンテナに貨物を積み込んだまま通関する場合は、「税  
関長が認める公認検数検定機関により品名、数量等の確認  
および施封が行われるもの」であることが規定されている。

### 67—3—12（4）（輸入貨物の数量確認）

輸入貨物の損傷や減量については、検数機関が発行した  
「ポートノート（Cargo Boat Note：貨物の受け渡し証  
明書）」にもとづいて税関検査が行われる。

### 9—1（TIRカルネを税関に提出する際の添付書類）

コンテナに貨物を積み込んだまま国境を越えて数々国を  
通過するには、国際条約にもとづいて指定されている検数  
検定機関の品名と数量の確認および施封が必要。



貨物の過重で床が壊れ、荷崩れしたコンテナ  
(98.3.30 名古屋港)

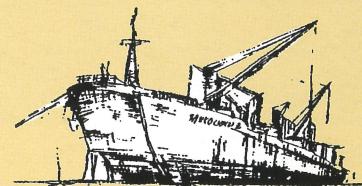
## ILO(国際労働条約)

### ○ ILO137号条約（1973年）

港湾労働者の雇用と所得の安定化をはかることを目的に  
「定数の設定、登録制」「賃金保障、安全・衛生、福祉、  
職業訓練」の確立を国家政策としてすすめること、その責  
任は船社・荷主など港湾利用者にもあることを明確にして  
いる。

### ○ ILO勧告145号（1973年）

港湾労働者の労働時間、週休、有給休暇、およびこれら  
に類似する労働条件に関する基準は、工業的企業における  
大多数の労働者の労働条件に関する基準よりも不利なもの  
であってはならないことを規定している。



## 港湾産別協定

### ○港湾労働者の職域協定（1979年5月30日）

港湾を通過するすべての貨物の荷役作業およびこれに前  
後した関連作業は、すべて港湾運送事業者の業域ならびに  
港湾労働者の職域である。

### ○事前協議制度協定（1979年5月30日）

輸送体制ならびに荷役手段等の形態変化に伴い、港湾労  
働者の雇用と就労に影響を及ぼす事項については、あらか  
じめ協議する。

## 検数労働者の 雇用と職域を守る産別協定

### ○RO/RO船に関する作業基準協定（1979年5月30日）

受け渡し両サイドの検数を完全に実施する。

### ○内航RO/RO船に関する作業基準協定

（1979年12月1日）

- ① 検数作業は、受け渡し両サイド検数を原則とするが、  
すくなくとも片サイド検数は実施する。
- ② 現在、両港において両サイド検数またはいずれか1  
港において両サイド検数を実施している本船について  
は現行どおりとする。

### ○全貨検数協定（1981年12月9日）

外国貨物の本船揚げ積み時における検数作業は、検  
数業ならびに検数労働者の職域であることを確認し、  
シップ・ドックの両サイド検数を制度として確立する。

## 公正な国際貿易のサポーター

# 国民生活の 安全を守る 検数人

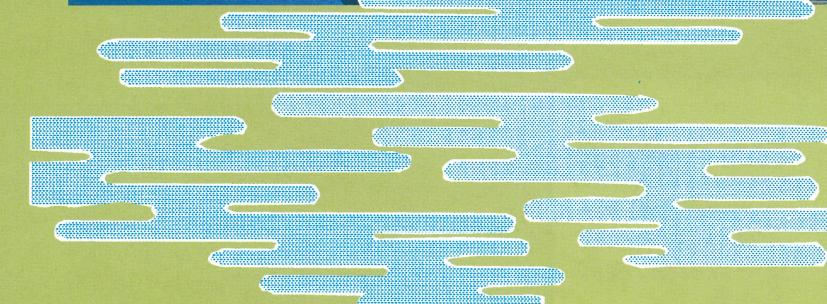


船舶に乗ったら そこはもう外国  
コンテナに積み込んだら  
それはもう外国貨物

輸出貨物を国内から国外に積み出す時  
最終的に確認するのが検数

輸入貨物が国内に入る前に  
最初に確認するのが検数

国際貿易の公正な取引と  
社会悪の監視に  
寄与しているのが検数人



連合会  
全国港湾労働組合協議会（全国港湾）

全国検数合同会議

全港湾・日港労連・検数労連

〒144-0052 東京都大田区蒲田5-10-2  
TEL 03-3733-5621 FAX 03-3733-5622

Y  
S  
I  
R  
E  
K  
e  
n  
s  
u  
:

# 国際間の信用取引と検数事業

国際間の商取引すなわち「国際貿易」は、売り手と買い手が直接面談し、その場で商品を確認して代金を支払う国内の商取引きと異なり、商品（貨物）の発送から受け取りまでには相当の距離と時間を要し、商品の運送責任も「陸送や海上や陸送」と移転していきます。その間には、商品が間違って発送されたり、紛失や損傷をすることがあります。

## 代金は支払った 商品は大丈夫か？

国際貿易は、相当のリスクを負った「信用取引」の性格をもっていることから、代金の決済と商品の受け渡しが正確に行なわれることが必要になります。

商品の代金は、船舶もしくはコンテナへの積み込み確認をもって発行される船荷証券（B/L）と引き替えに行なわれます。代金は支払い済みなのに、商品が買い手に届いたら個数が少なかったり、破損して使用不能の場合もあり、誰が責任を負うかが大きな問題となります。

## 検数は「商品取引」の第3者証明機関

商品の「受け渡し」が正確に行なわれたかどうかは、商品が国内外に移転する際、船舶・コンテナへの積み卸し時に確認することが決定的に重要です。この確認行為を第3者の立場で売り手と買い手に代わって正確に行なう検査証明機関が「検数事業」です。



### 倉庫・内陸物流

入出庫貨物のチェックや在庫管理、倉庫一貫引受、棚卸し立会



### 工場搬入・搬出

貨物の個数・品名・積付のチェックおよび受け渡しの証明



### コンテナ物流

コンテナの番号・ダメージチェックや貨物の個数の証明



### 検 数

輸出入貨物の個数・積付のチェックおよび受け渡しの証明



### 検 量

木材、穀・飼料類、土砂、石炭の容積・重量の計測と証明、グレード判定



### 検 査

貨物のダメージと積付状態のチェック・証明

## 検数の2つの機能

1. 外国貿易の公正な商取引をサポートする商品の受け渡し証明機関
2. 輸出入申告書の水際確認という関税法の補完的役割と国際コンテナ条約にもとづく指定検査機関

## 検数事業の公共的役割と検数人資格



検数人手帳

検数事業は「第3者証明機関」としての公共的性格をもっていることから、『公益法人』として運営しています。

検数事業に従事する者を「検数人」と呼び、個人が海事公益法人協議会主催の試験に合格してその資格を取得し、地方運輸局等に登録されます。

港湾運送事業法では、事業者に対する規定がされている他の職種とは異なり、検数の場合は、第3者証明行為として職務の公平な執行をはかるうえから、不正行為に対しては登録の取り消しをはじめ検数人個人に対する罰則が厳格に規定されています。

# 国民生活と港湾・検数の役割

わが国では、貨物の大半が港湾を通じて国内に搬入されています。輸入食品の安全性の確保や動植物の防疫、麻薬・拳銃などの社会悪品や密輸・密入国を水際で防止することが国内産業の健全な発展と国民生活の安全確保にとってきわめて重要です。

## 検数人が米国の海事法廷で証言

日本でコンテナに積み込んだ貨物がソックリなくなり、賠償請求をめぐって荷主と船会社との間で係争が起きました。その時、コンテナに積み込む作業に立ち会った検数人がアメリカの海事法廷で証言者として立ちました。この件は、公正な国際商取引にとって「積み込み確認」「水際のチェック」がいかに大切か、公的検査機関の役割がいかに国際信用にかかわっているかの事例です。

## コンテナに潜んだ密航者を発見

最近、東京・横浜・名古屋・神戸などの主要港で多発しているコンテナを使った中国からの密航者を、コンテナの積み卸し作業や外装・封印のチェックをしている検数人が発見した事例も各地で起きています。

また、俳優の高倉健さんのベンツなどが盗難にあい、大量に香港へ密輸された事件は、「輸入障壁の撤廃」「貿易手続きの簡素化」などの規制緩和がすむなかで、廃車証明等の添付書類が廃止され、港湾地域以外でコンテナに積み込まれて起きたものです。



乗用車を押しつぶしたコンテナ(98.1.27  
阪神高速) 每日新聞社提供

## 海上コンテナ安全運送法(仮称)の骨子

1. コンテナ貨物に対する荷主責任の明確化
2. 空コンテナに対する船会社責任の明確化
3. 港湾地域での検査体制の強化
  - ①コンテナ積み付け証明の義務付け
  - ②積載貨物の重量証明の義務付け
  - ③危険有害貨物積載証明の義務付け
  - ④検数・検定・鑑定などの公的証明機関による検査体制の強化
  - ⑤上記証明書の運転手への携行



貨物船のコンテナで密航の中国人  
8人死亡 (98.8.18.東京港)  
朝日新聞社提供

## 国民のいのちと財産をまもう

### 「海上コンテナ安全運送法(仮称)」の法制化を

コンテナ車横転、並走車つぶす。走行中にコンテナ内の貨物が自然発火。蔵置コンテナが突然大爆発。こうした高速道路や一般道路・港湾地域での事故は、コンテナに積み込んだ貨物の積み付け不良、危険品貨物の梱包破損、コンテナ内の高温による自然発火などによるものです。事故はドライバーだけでなく、地域住民や港湾労働者のいのちを脅かすことになります。現在の国内法では、このような事故が発生しても「誰がどう責任をとるのか」が明確になっていません。

## 国際的にも港湾における検査体制を強化

コンテナ貨物は国境を越えて走行することになります。いま国際的にも、コンテナに「何がどんな状態」で積み込まれているのか、事故が発生した際「どう対応」すればよいのかなど『国際安全基準』の規定をつくる準備がすすめられています。すでに欧米では、港湾地域での制度的な検査体制が実施されています。

全国港湾は、国民的視点にたったコンテナの国内運送の安全確保対策として、すでにアメリカで実施されているような『海上コンテナ安全運送法(仮称)』の法制化にむけて取り組んでいます。



# 国際貿易の公正な取引と社会悪監視に寄与する検数人

いつもどこでも 港湾物流業務のあらゆる分野で『国民生活のサポーター』として貢献しています



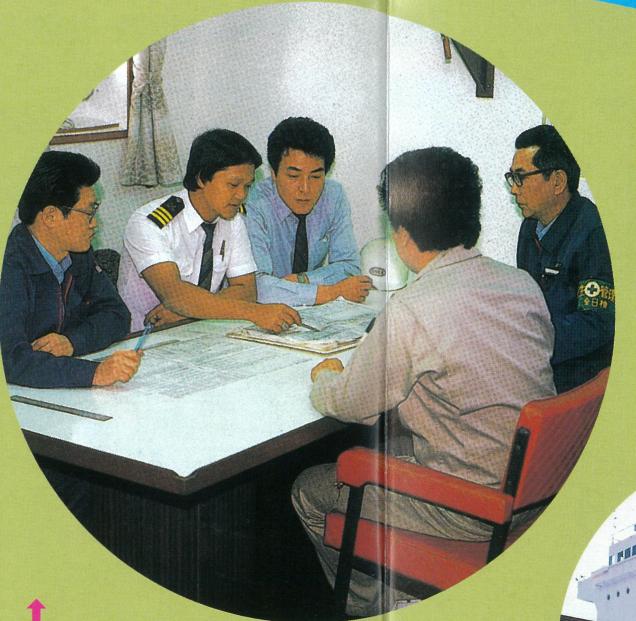
## 青果・水産物業務↑

パナナや柑橘類を主とした青果及び水産物（冷凍品含む）を本船検数から出庫に至る一貫作業を行ないます。

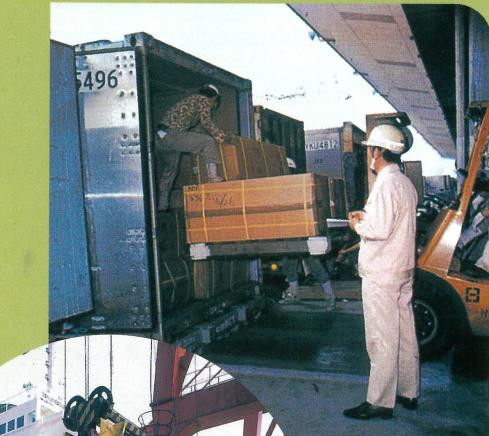


## シップ・ドックサイド業務↑

船会社・代理店及び商社・荷主と港運業者から委託を受け、証明機関として貨物の受け渡しの接点に立会い、個数・荷印・損傷等の確認と点検を行ない、税関行政に貢献しています。

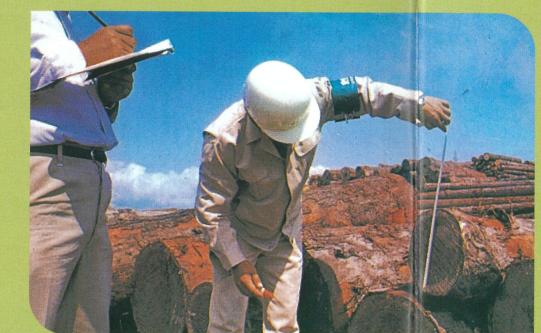


## 一等航海士・荷役責任者らと本船積付け等、荷役進行の打合わせをする検数人。↑



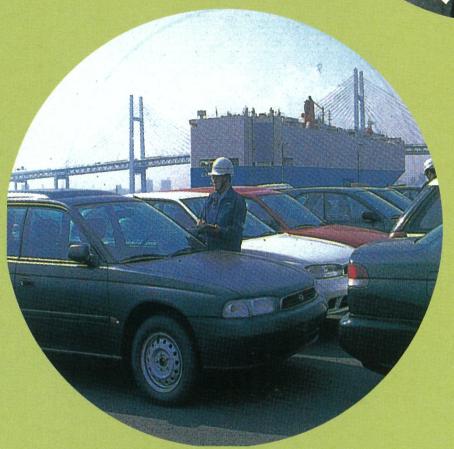
## コンテナ関連業務↑

港湾・内陸地域でのコンテナ詰・出し時における貨物の確認、コンテナ番号・施封・開封・封印番号の確認を行ない、証明書を発行。また、船積・船卸時におけるコンテナ状態の確認、ターミナルオペレーションの業務協力と関係書類の作成等を行ないます。



## 木材検量業務↑

輸入木材の径・材長を測定、材積計算及び樹種識別・等級の仕訳を行ない、検量証明書を発行。正常な商取引に寄与しています。



## 自動車業務↑

輸出入自動車をターミナルから船積まで及び船卸からターミナルまでの一貫作業において、自動車番号・車種・損傷などの確認と点検を行ないます。



## 土砂検収業務↑

船舶で輸送される埋立用土砂の容積計測を行ない、公共事業の発展に貢献しています。



## 検貫業務→

水産物をはじめ食糧・油糧・種実などの重量を測定し、証明書を発行します。毎年、水産庁の委託を受け、北洋サケ・マス漁獲量の検貫証明業務を行ないます。



## 鉄鋼関連業務↑

鋼材・非鉄の船積・船卸の一貫作業において、個数やサイズの測定等の確認と点検を行ないます。

## ■多種多様な貨物を数量契約

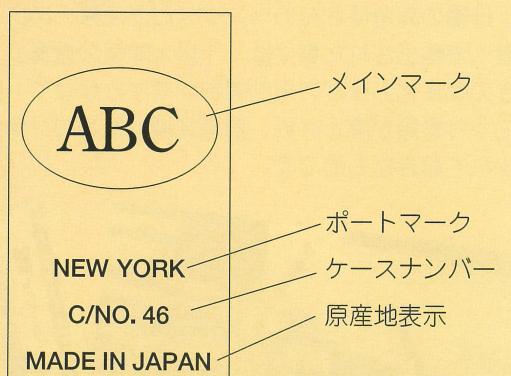
国際貿易では、原材料・加工品・食料品・一般雑貨・飼料など、ありとあらゆる種類の商品（貨物）が取引されています。包装や荷造りも商品が安全に運送できるように木箱・カートン・袋・ドラム缶・裸物など、多種多様です。

商取引の条件には、自動車を何台、部品を何個、青果物を何箱と「数量契約」を行ない、輸出入の申告書に明記されます。

## ■輸出入申告書と現物を照合

検数は、商品が輸出入申告書どおり間違いないか、「荷印・荷姿・個数・品名・仕向地・原産地・重量・容積」などを現物と照合し、商品の状態（損傷、濡れ・カビ等）を確認のうえ、『受け渡し証明書』を発行します。この証明書は、公正な国際商取引を保証すると同時に、貨物保険の求償にも役立っています。

### 荷印の例



※荷印には、必ずこれらの事項を表示しなければならない。

## ■安全作業と船舶の安全運航のための物流(貨物)情報と荷役進行状況を提供

「いつ、どこで、誰が、何を、どのように」積み卸しをしたのかを正確に把握し、貨物の動静や荷役作業の進行状況の提供を行っています。これは、荷役料金の基礎資料にもなっています。

船舶やコンテナへの積み付け状況、危険品の確認と荷役上の注意、積み付け場所の指定など、荷役作業と運送上の安全確保をはかっています。